

## 第2回幹事会の検討内容

---

国土交通省 近畿地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

# 第1回幹事会の概要

## 第1回幹事会の議事概要及び主な意見

### ○規約について

「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約について説明及び内容確認

### 【主な意見】

・規約に記載されているように地域の意向を十分に反映していただきたい。

### ○丹生ダム検証に係る検討手順

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」「治水対策案の概要」「流水の正常な機能の維持に関する代替案等の概要」「丹生ダム検証に係る検討手順」について説明

### 【主な意見】

・整備計画の意見照会の際「異常渇水対策の必要性を説明してほしい」との知事意見を提出している。代替案の検討の前に、渇水対策の必要性や緊急性の検討結果を説明していただきたい。

### ○丹生ダムの経緯及び概要

「流域及び河川の概要」「丹生ダム建設事業の経緯及び概要」について説明

### 【主な意見】

・地元住民にとってはダム事業が大きな影響を受けている。地元の方々に不利益とならないよう配慮してほしい。また一日も早く結論を出してほしい。

・地元は、長年ダム計画に協力してきた。水面のあるダム建設を希望しており、地元住民への配慮をお願いします。

・高時川は天井河川であり、治水面においても重要であることから迅速な検討をお願いします。

・治水上の安全安心の確保するためにも早くとりまとめる必要がある。そのために異常渇水対策について結論を出して欲しい。

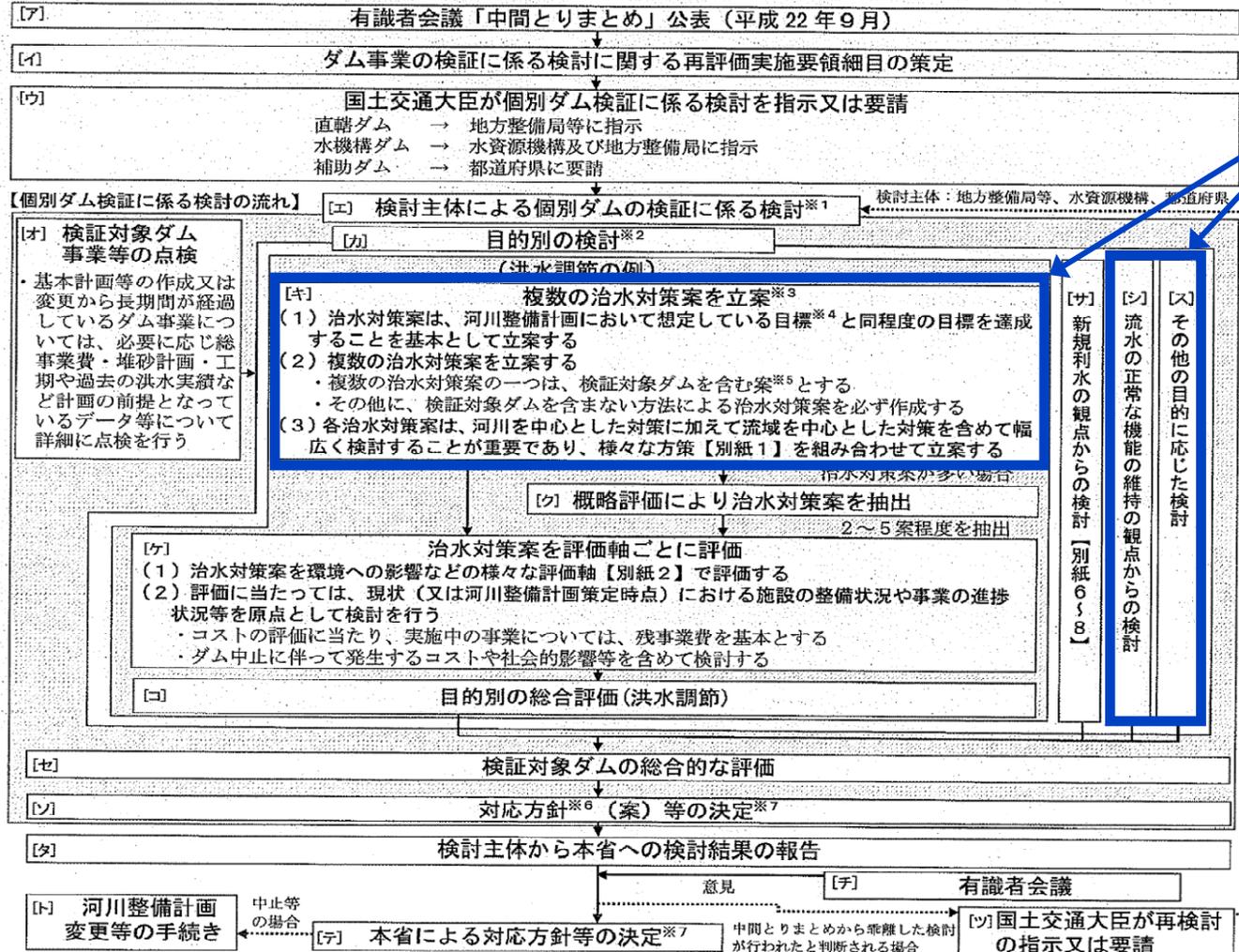
# 第2回幹事会の検討内容

## 個別ダム検証の進め方等

第12回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議  
(2010年9月27日) 参考資料4

●個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか  
※なお、今後の治水理念については、別途検討する

### 第2回幹事会で説明する内容



**【検証の進め方のポイント】**

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める<sup>※8</sup>
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する<sup>※9</sup>。

※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要（流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画）、検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）について整理しておくことが重要である。

※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。

※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

※4 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。

※5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

※6 事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）をいう。

※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針（案）の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。